

指定居宅介護支援 重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所	横浜市野七里地域ケアプラザ居宅介護支援事業所
所在地	横浜市栄区野七里1-2-31
事業者指定番号	神奈川県 1473500856 号
管理者	福満理子
サービス提供地域	栄区・港南区・磯子区・金沢区

2 職員体制

職種	従事する業務	人員
管理者	業務の管理を一元的に行います	1名（常勤）
介護支援専門員	利用者からの相談に応じるとともに 居宅サービス計画作成を行います	3名（管理者兼務1名） （常勤専従 1名） （非常勤専従1名）

3 業務日及び業務時間

業務日	業務時間
月曜日から金曜日まで（利用者のご都合により変更可）但し、12月29日から1月3日を除く。	午前9時から午後5時まで。

4 サービス内容

- （1）居宅サービス計画の作成
- （2）サービス事業者・市区町村等との連絡調整
- （3）居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）
- （4）介護保険施設の紹介その他便宜の供与
- （5）地域のインフォーマルサービスの紹介等

5 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援については、法定代理受領の場合、利用者の負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は徴収しません。
- (3) 利用者は、この居宅介護支援にかかる訪問調査、居宅サービス計画の作成等のサービス提供を1週間以上の予告期間をもって解約できます。その際のキャンセル料等については必要ありません。

6 当事業所における運営方針

当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- (1) 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。また、計画の作成にあたっては、原則として、相談を受け付けてから7日以内に利用者を訪問の上、状況調査を行います。
- (2) 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないように、公正中立に居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行います。また、サービス事業所の利用にあたり、複数のサービス事業所の紹介を求めることや、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能です。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するように十分配慮致します。
- (4) 居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期の連携を促進する観点から、利用者が病院等に入院する必要が生じた場合には担当の介護支援専門員の氏名と連絡先を入院先の病院等にお伝えいただけるようご協力をお願いいたします。
- (5) 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務態勢を整備します。

ア) 採用時研修 採用後1か月以内 イ) 継続研修 年1回以上

7 緊急時等及び事故発生時の対応

当事業所は介護支援専門員等が居宅介護支援を実施中に、利用者に事故が発生又は病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者家族、主治医等医療機関に連絡その他適切な処置を迅速に行います。

- (1) 当事業所は前項の緊急時又は事故等発生に際しての対応、処置等について記録します。
- (2) 当事業所は利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行います。

8 守秘義務

事業所及び介護支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。ただし、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

9 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当社お客様 相談コーナー	電話番号 045-890-5331
	FAX 045-890-5332
	相談員（責任者） 甲斐 晋之介
	対応時間 月～土 9:00～17:00 日・祝日（年末年始除く） 9:00～17:00

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

ア 区役所

栄区高齢障害支援課	栄区高齢・障害支援課 電話 045-894-8547 FAX 045-893-3083
	港南区高齢・障害支援課 電話 045-847-8495 FAX 045-845-9809
	磯子区高齢・障害支援課 電話 045-750-2494 FAX 045-750-2540
	金沢区高齢・障害支援課 電話 045-788-7868 FAX 045-786-8872
対応時間	8:45～17:15（土・日・祝日、年末年始除く）

イ 神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連）介護保険課介護苦情相談係

連絡先	電話 045-329-3447 0570-022-110（苦情専用） FAX 045-317-9959
対応時間	8:30～17:15（土・日・祝日、年末年始除く） 詳細は国保連にお問い合わせください。

ウ 横浜市健康福祉局介護事業指導課

連絡先（事務局）	電話 045-671-2356 FAX 045-550-3615
----------	-------------------------------------

エ かながわ福祉サービス運営適正化委員会

連絡先	電話 045-317-2200 FAX 045-322-3559
-----	-------------------------------------

10 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 伸こう福祉会
代表者名	理事長 高田 益江
本社所在地・電話	〒247-0014 横浜市栄区公田町1020-5 電話 045-896-1234

実施事業の概要

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

クロスハート栄・横浜
クロスハート幸・川崎

クロスハート野七里・栄 ※地域密着型

グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

クロスハート田谷・栄
クロスハート南・横浜
クロスハート本鵜沼・藤沢
クロスハート鶴見・横浜

クロスハート金沢・横浜
クロスハート二階堂・鎌倉
クロスハート円行・藤沢
クロスハート本牧・横浜

クロスハート港南・横浜
クロスハート宮前・川崎
クロスハート十二所・鎌倉

小規模多機能型居宅介護

クロスハート十二所・鎌倉

クロスハート鶴見・横浜

クロスハート幸・川崎

看護小規模多機能型居宅介護

クロスハート港南・横浜

訪問看護事業所

訪問看護クロスハート港南・横浜

クロスハート藤沢本町

通所介護事業

クロスハート栄・横浜
横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ

クロスハート金沢・横浜
クロスハート十二所・鎌倉

クロスハート本鵜沼・藤沢
クロスハート湘南台二番館

地域ケアプラザ

横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ

横浜市野七里地域ケアプラザ

居宅介護支援事業所

横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ

横浜市野七里地域ケアプラザ

クロスハート藤沢本町

介護予防支援事業所

横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ

横浜市野七里地域ケアプラザ

訪問介護事業所

クロスハートヘルパーステーション栄・横浜

有料老人ホーム（特定施設入所者生活介護）

クロスハート湘南台・藤沢
クロスハート湘南台二番館

クロスハート石名坂・藤沢
クロスハート藤沢本町

保育事業

キディニ子・川崎
キディ鵜沼・藤沢
キディ古市場保育園
クロスハート湘南台二番館

親子ひろば子育てキディ・洋光台
キディ鵜沼・藤沢分園
キディ石川町・横浜
キディ元住吉・川崎

キディ湘南C-X
キディ百合丘・川崎
キディ鈴木町・川崎
クロスハート幸・川崎

障害者支援事業

クロスハートハイツ東蒔田
クロスハートワーク戸塚
クロスハートハイツ南太田
クロスハートハイツ矢部

クロスハートハイツ上倉田
クロスハートハイツ戸塚南

【説明確認欄】

居宅介護支援事業の開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、交付し
重要事項を説明しました。

事業者所在地 横浜市栄区野七里 1－2－3 1

名 称 横浜市野七里地域ケアプラザ居宅介護支援事業所

説明年月日 年 月 日

説明者 _____ 印

本書面に基づく重要な事項の説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

(ご利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

代筆の場合は代筆者と利用者との続柄を記載)

氏名 _____

続柄 _____

立会人

住 所 _____

氏名 _____ 印

- ・平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- ・平成 22 年 8 月 1 日から施行する。
- ・平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- ・平成 24 年 5 月 1 日から施行する。
- ・平成 26 年 9 月 1 日から施行する。
- ・平成 27 年 9 月 1 日から施行する。
- ・平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- ・平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- ・平成 29 年 5 月 1 日から施行する。
- ・平成 29 年 7 月 1 日から施行する。
- ・平成 29 年 9 月 1 日から施行する。
- ・平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- ・平成 29 年 11 月 1 日から施行する。
- ・平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- ・平成 31 年 3 月 1 日から施行する。
- ・令和 1 年 6 月 1 日から施行する。
- ・令和 2 年 5 月 1 日から施行する。
- ・令和 2 年 9 月 1 日から施行する。
- ・令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- ・令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
- ・令和 5 年 12 月 1 日から施行する。